

いわき市医療センターこどもの患者さんの権利について

あなたは、いつでもひとりの人間として大切にされ、あなたの成長や発達のこと(大人へと育っていくこと)をどのようなときにも一緒に考えた医療(病気を治してもらおうこと)を受けることができます。病気を治すためには、あなたとあなたのご家族や病院の医師、看護師たちが、おたがいに力を合わせていくことが大切です。

いわき市医療センターは、このような考え方でつくった「こども患者憲章」(あなたのために、病院の人やあなたのご家族、そしてあなた自身も守らなければならない決まりごと)を守って、あなたを助けていきます。

こども患者憲章

1. あなたは、どのような病気にかかったときでも、他の人と同じように医療を受けることができます。
2. あなたは、どのようなときでも、ひとりの人間として大切にされ、病院の人たちやご家族と力を合わせながら医療を受けることができます。
3. あなたは、病気のことや病気を治していく方法を、あなたがわかることばや絵などを使って、病院の人に教えてもらうことができます。
4. あなたは、病気のことや病気を治す方法について、十分な説明を受けたうえで、自分の考えや気持ちを病院のひとやご家族に伝えることができます。
5. あなたは、わからないこと、心配なことや不安なことがあるときは、ご家族や病院の人たちに聞いたり、話したりすることができます。
6. あなたが話したことや病気について知られたくないことは、同意なしには話しません。
7. あなたは、入院していても、勉強したり、遊んだりすることができます。
8. あなたは、病気の治し方や薬が効くかどうかなどの研究への協力を頼まれたときには、十分な説明を受けて、協力するかどうかを自分で決めることができます。やめたくなれば、いつでもそれをやめることができます。決めるときに、わからないことや不安なことがあれば、ご家族や病院の人たちに聞いたり、話したりすることができます。
9. あなたの病気がよくなるように、あなたのからだや気持ちのことをできるだけわしく病院の人たちに伝えるようにしましょう。
10. あなたとみんなが気持ちよく過ごすために、病院の約束を守りましょう。